

# いじめ対応マニュアル

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主任に報告

校長（教頭）に報告

## 緊急生徒指導・特別支援教育部会の招集

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・関係担任  
・事実確認の方法と対応方針の決定（必要に応じて関係機関との連携を図る）

全教職員で情報の共有

- ・事実の報告
- ・対応方針の共通理解

当該児童への事実確認（担任による面談）

- ①被害児童への面談
- ②加害児童への面談（一人ずつ行う）

関係機関との連携

- 甲斐市教育委員会  
055-278-1695
- 中北教育事務所  
0551-23-3006
- 韮崎警察署  
0551-22-0110
- 甲府児童相談所  
055-254-8617
- 市青少年育成センター  
055-276-7511

（状況により専門機関を含める）

家庭訪問（被害児童宅）

- ・把握した事実の報告
- ・対応方針の説明

## 生徒指導・特別支援教育部会で協議

- ・事実確認した内容を報告し、全体像を把握
- ・被害児童および加害児童への対応協議
- ・学級指導の内容協議

全教職員で情報の共有

- ・経過の報告
- ・対応策の共通理解

家庭訪問（被害児童宅）

- ・経過の報告
- ・加害児童への指導内容説明

家庭訪問（加害児童宅）

- ・事実の報告
- ・指導内容の説明
- ・学校と連携しての支援要請

各学級での指導

家庭訪問（被害児童）

- ・経過報告
- ・学級指導の内容説明
- ・学校での児童の様子を報告

全教職員で今後のいじめ対応についての共通理解

経過の観察

\*関係児童への面談の記録を残す。（担任）

\*生徒指導・特別支援教育部会での協議内容及び事案への対応の記録を残す。（生徒指導主任）